

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 6 日現在

機関番号：13103

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530829

研究課題名（和文）パートナーシップ原理を基軸とした特別支援教育システムの構築に関する研究

研究課題名（英文）The Study of Establishing the System of Special Needs Education Based on the Principle of Partnership

研究代表者

河合 康（KAWAI YASUSHI）

上越教育大学・大学院学校教育研究科・教授

研究者番号：90224724

研究成果の概要（和文）：特別支援教育において、今後、連携をいかにして進展させていくのかについて、諸外国のパートナーシップ原理という概念を参照しながら検討した。その結果、本人・保護者を中核に据え、学校（教員）を隣接させた第一層に家庭・学校間パートナーシップ、第二層として生涯学習、医療、就労、及び福祉パートナーシップを置き、これらを総括する第三層にコミュニティー・パートナーシップを据えて連携を図っていくことが有効であることが示唆された。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to investigate the way how to improve the collaboration in special needs education by means of referring to the partnership in foreign countries. As a result it was suggested that it was useful to improve collaboration by the following three classes: (1) family-school partnership, (2) life long education, medical, labour, and welfare partnersip, and (3) community partnership.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：特別支援教育、パートナーシップ原理

1. 研究開始当初の背景

特別支援教育においては、学校という場に留まらず、就学前から卒業後を視野に入れて生涯にわたって支援を行うという「縦の連携」と、医療・労働・福祉等の関係機関と連携して支援を行うという「横の連携」が重視されている。本研究では、パートナーシップ原理をキーワードにして、特別支援教育の連

携の充実を図ることを目指す。

2. 研究の目的

諸外国においては、障害児教育分野においてパートナーシップという概念が浸透してきており、一定の成果が認められている（例えば、イギリスの Regional Partnership Scheme など）。本研究では、比較教育的観点に基づき、日本と諸外国におけるパートナーシップ原理に関する諸施策を比較検討すること

を通じて、わが国に適したパートナーシップ原理のモデルを提起することを目的とした。

3. 研究の方法

対象となる国は、アメリカ、イギリス、インドネシア、パキスタンであった。アメリカ、イギリスについては、パートナーシップ原理を保障する公的文書の法的位置づけ、運用状況、及び諸課題を明かにすることとした。その際主たる対象となるのは、アメリカについては 1975 年の全障害児教育法で作成が義務づけられた「個別教育計画 (IEP: Individualized Education Program)」の中の「個別の移行計画 (ITP: Individualized Tradition Program)」、またイギリスについては「1981 年教育法」で導入された「判定書 (Statement)」であった。

また、途上国として主にインドネシアとパキスタンに関する文献研究と実地調査を元に、障害児教育分野におけるパートナーシップ原理の動向を探った。

4. 研究成果

(1) アメリカ

アメリカの特別支援教育におけるパートナーシップ原理の実態・課題を明らかにすることを目的として、特に、法令に焦点を当てて文献研究による分析を行った結果、以下の点が明らかになった。

アメリカでは 1975 年の「全障害児教育法」を端緒として「2004 年障害者教育改善法」に至る障害児教育関係法令において移行のシステムが整備されていた。また、教育以外の法令である 1973 年リハビリテーション法 (P.L.93-112)、1986 年リハビリテーション法修正 (P.L.99-506)、1990 年障害差別禁止法 (American with Disabilities Act (ADA):P.L.101-336)、1992 年リハビリテーション法修正 (P.L.102-569)、1998 年リハビリテーション法修正 (P.L.105-222)、パーキンス職業教育法、1982 年職業訓練パートナーシ

ップ法 (P.L.97-300)、一人も落ちこぼれを出さないための法律 (P.L.107-110) も移行に際しての大きな役割を果たしていた。上記の法令の内容を総括し、日本にとって参考になると思われる点を示すと以下の通りとなった。

①教育以外の関連領域との繋がり

IEP の中に関連サービスの記述が義務づけられているように、教育以外のニーズに学校教育段階から対応できるようになっており、卒業後の社会生活を充実させることにつながる内容が含まれている。また、教育とリハビリテーションなどの関係法令において、互いの連携や相互補完が可能となるような規定が整備されている。

②本人主体の I T P の作成

ITP の作成に際して、本人の長所、好み、を考慮すべきことが法令に明記されており、本人の主体性が重視されている。その際には自己決定やセルフ・アドヴォカシーといった観点が重視されている。実際、障害の種類に関係なく、自己決定ができていない障害者は就労や自立生活など多くの領域で卒業後の生活が豊かであるとされており、本人主体は ITP 作成時に最優先で考慮されている。

③生活全般にわたる移行支援

法令上、移行の領域は、2004 年障害者教育改善法の第 602 条に規定されている「高等教育」「職業教育」「就労」「継続教育・成人教育」「成人サービス」「自立生活」「地域参加」の 7 つであるが、ITP の中で取り上げられている内容は州によって異なり、多岐にわたっている。内容的には、この 7 領域の下位に位置づけられる内容や、7 領域を横断する内容であるものが多い。たとえば、「金銭管理」、「健康」、「移動」、「余暇」、「自己決定/権利擁護」、「対人関係・社会性」などが取り上げられており、生活全般にわたる

内容が対象とされている。

④具体的な卒業後の目標（成人像）に基づく学校教育での実践

I T Pの作成に際しては、結果指向プロセスが重視されている。すなわち、卒業後の各移行領域における個々の生徒の目標像・達成像を描いた上での指導が重要視されている。また、その際には、測定可能な目標であることが法的に求められており、また、その目標は実現可能な内容でなければならないとされている。目標が高すぎても、低すぎても、障害生徒にとってはマイナスとなり、特別教育担当教員の力量として、個々の生徒の卒業後の目標・成人像をいかに的確に描けるかが問われている。

⑤社会参加と自立を視野に入れた早期からのカリキュラム編成

I T Pの開始の法令上の義務は16歳からとなっているが、それ以前に開始することは問題はなく、むしろ推奨されている。特に、低年齢の時期から、学業上の課題を将来の生活と関連づけながら、指導を展開していく必要性が提起されている。

⑥地域に根ざした移行支援

上記④において、生徒の卒業後の目標（成人像）に基づいた指導の必要性に触れたが、その目標は一般的なものであってはならない。なぜならば生徒が生活する場は異なり、地域の実情を踏まえた上で、生徒の将来像・成人像を描き、それとの関連での指導が行われることが重要であるからである。たとえば、アメリカではI T Pの作成に際して、地域の職業訓練の専門家が関与している。このように移行を視野に入れた指導内容は、一般的・平均的な活動ではなく、生活基盤を踏まえることが必要である点が強く認識されている。

⑦通常教育を踏まえた移行サービス

将来の社会参加と自立を充実させるためには、同年齢の健常児と共に学校教育を受けることが重要である。1997年障害者教育法修正で通常のカリキュラムへのアクセスの保障が明記されており、I T Pも通常教育と遊離しないように配慮されている。

(2) イギリスを中心にして、「1981年教育法」以降の法令でパートナーシップ原理に関する規定がどのように運用されてきたのかを、政府の統計資料、新聞や雑誌の記事、関係団体の報告書等を手がかりに分析した。また、1980年代以降に生じた「判定書」をめぐる「特別な教育的ニーズ・障害裁定委員会」の裁定、オンブズマン提訴事例及び裁判所における判例の分析を行い、パートナーシップ原理に関する規定がどのように適用されてきたのかを考察した。

その結果、パートナーシップ原理の基軸となる親に関して、次のようなシステムが整備されていることが明らかとなった。①親を支援する第三者が指定されていること、②親パートナーシップ・サービスという施策が展開されていること、③親が学校や諸機関から情報や支援を受けられるシステムが整備されていること、④親が有する子どもに関する知識や専門性が重要であるとみなされ、考慮されること、⑤親が教育当局や学校と話し合いを持つことができること、⑥親が法的な評価を要請できること、⑦親は特別な教育的ニーズに関する諸事項について不満がある場合、第三者機関である裁定委員会への不服申し立てができること及び裁定委員会が親の権利保障において重要な役割を果たしていること。

歴史的、教育的、文化的、社会的、政治的背景等が異なるので、イギリスのシステムをわが国にそのまま導入することはできない

が、イギリスにおける法制度や実態を分析・解明することによって、わが国の障害児教育関係法令において欠落している部分や補完すべき点が不十分ながら明らかにすることができた。このことは、今後特別支援教育において、パートナーシップ原理の基盤として親をどのように位置づけ、連携・協働していけばよいのかについて示唆に富むものであった。

(3) 途上国

インドネシア及びパキスタンにおけるパートナーシップ原理の実態・課題を明らかにした。文献研究及び現地の視察により、①障害児者をめぐる教育・福祉の現状と課題、②パートナーシップ原理に関する動向、等を把握した。その結果、途上国では、障害児教育に対する制度自体が確立していない状況にある一方で、C B R (Community Based Rehabilitation) という考えに基づき、地域に根ざした障害児・者への対応が展開されていることが明らかにされた。途上国では地域の諸資源を総動員して支援が行われ、多様な主体が相互作用を持ちながらよりよいシステムを指向しており、途上国の実践からも学ぶべき点も多い点が指摘された。

(4) まとめ

日本については、学校関係者、社会教育関係者、医療関係者、就労支援関係者、福祉関係者等から関係機関とどのようにパートナーシップの確立を図っているのかについて聞き取り調査を行った。その結果、学校対学校、学校対関係機関といった1対1の関係でのパートナーシップの向けての取組は進展しているものの、複数機関との繋がりが不十分であることが明らかにされた。

以上の研究成果を踏まえて、今後の方向性

としては、本人・保護者を中核に据え、次に重要な機能を果たすと考えられる学校(教員)を隣接させ、第一層に家庭・学校間パートナーシップを置き、第二層として生涯学習パートナーシップ、医療パートナーシップ、就労パートナーシップ、福祉パートナーシップを据えて、これらを総括する第三層にコミュニティ・パートナーシップを機能させて輻輳的な繋がりを形成していくことの必要性が指摘された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ① 中嶋忍・河合康(2012) 明治32年における長野県松本の特別学級制度に関する研究. 発達障害研究. 第34巻第2号. (印刷中)
- ② 河合康(2012) 日本との比較からみたインドネシアの特別支援学校学習指導要領に関する一考察. 上越教育大学研究紀要. 第31巻. 155-161頁.
- ③ 河合康(2011) 特別支援教育. 総合教育技術. 5月号増刊. 288-305頁.
- ④ 萩原佳明・河合康(2010) 知的障害特別支援学校の寄宿舎における指導の体制に関する実態調査. 運動障害教育・福祉研究. 第10巻. 34-51頁.
- ⑤ 深澤真里奈・河合康(2010) 特別支援教育における小・中学校と児童相談所の連携に関する調査研究. 運動障害教育・福祉研究. 第10巻. 25-34頁.
- ⑥ 河合康(2010) 特別支援教育をめぐる新学習指導要領の内容. 上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要. 第16巻. 1-5頁.

[学会発表] (計4件)

- ① 河合康(2011) 特別支援教育における学修プログラムの現状と課題. 日本特殊教育学会第49回大会. 弘前大学. 9/25
- ② 中嶋忍・河合康(2010) 明治30年代の長野県松本尋常小学校の特別学級の授業状況について. 日本発達障害学会第45回研究大会. 東海大学. 9/5
- ③ 中村満紀男・河合康他(2009) インクルーシブ教育の東アジアモデルの可能性と意義. 日本特殊教育学会第47回大会. 宇都宮大学. 9/20
- ④ 山崎幸子・河合康(2009) 特別支援教育

における小学校校長のリーダーシップと
学校経営. 日本特殊教育学会第47回大会.
宇都宮大学. 9/20

〔図書〕(計9件)

- ① 河合康(2012)「イングランド国王ジェームズ一世の肖像」「ノックグラフトンの伝説」(印刷中) 日本特殊教育学会編. 障害の百科事典. 丸善出版. 全3,000頁. 所収
- ② 河合康(2011) 第3章「海外の動向からの示唆とわが国の特別支援教育」(39-54頁) 石部元雄・柳本雄次編著. 特別支援教育. 福村出版. 全210頁. 所収.
- ③ 河合康(2011) 第10章「視覚障害」(134-143頁) 石部元雄・柳本雄次編著. 特別支援教育. 福村出版. 全210頁. 所収.
- ④ 河合康(2011) 第12章「知的障害」(155-165頁) 石部元雄・柳本雄次編著. 特別支援教育. 福村出版. 全210頁. 所収.
- ⑤ 河合康(2009) 第2章「特別支援教育の制度」(25-40頁) 中村満紀男他編著. 理解と支援の特別支援教育. コレール社. 全252頁. 所収.
- ⑥ 河合康(2009) 第3章の4「就学指導」(243-244頁) 津山直一監修. リハビリテーション大事典. 中央法規. 全657頁. 所収.
- ⑦ 河合康(2009) 第2章 第3節「英国の特殊教育制度の改革」(89-95頁). 安藤隆男・中村満紀男編著. 特別支援教育を創造するための教育学. 明石書店. 全426頁. 所収.
- ⑧ 河合康(2009) 第4章第1節「一貫した相談支援体制の整備」(206-213頁). 安藤隆男・中村満紀男編著. 特別支援教育を創造するための教育学. 明石書店. 全426頁. 所収.
- ⑨ 河合康(2009) 第4章第2節「特別支援教育の枠組み」(214-223頁). 安藤隆男・中村満紀男編著. 特別支援教育を創造するための教育学. 明石書店. 全426頁. 所収.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河合 康 (KAWAI YASUSHI)

上越教育大学・大学院学校教育研究科・
教授

研究者番号：90224724